

金の御史臺の組織

三 上 次 男

第一章 序 説

遠く秦代において既に御史臺の名のもとに設置され、その後、脈々、今日なほ監察院として五權の一を代表することによつて明かなやうに、監察機關の整備、監察制度の重視は中國の政治制度の著しい特長の一つである。この意味において、監察制度、監察機關の充分なる研究が、中國政治史研究上、必要かくべからざることはいふまでもなからう。さうして、

これは前後各王朝の監察機關及び制度を個別的、實證的に研究しそれを綜合し、連絡づけることによつて、初めて可能となる。金朝御史臺研究の必要なる所以の一はこれにある。

次にそれぞれの王朝における監察機關の組織及び權限は、その王朝の國家的性格と密接な關係を持ち、組織、權限の年代を追ふての變遷は、その王朝の政治的變遷と互に不離の關係にある。金朝の如く、その支配者が外地より中國に移入し、中國の國家の建設をなしたとげたものにあつては、この關係はなほ更顯著である。従つて監察機關の組織及び權限の特質、

第一章 序 説

第二章 御史合制度の成立

第一節 太宗時代の御史臺

第二節 天眷元年官制と御史臺

第三章 組 織

第一節 御史臺の官職

一 百官志に見えた御史臺の官職

二 御史大夫と御史中丞

三 侍御史と治書侍御史

四 殿中侍御史と監察御史

五 典事・架閣庫管勾・檢法・獄丞

第二節 附屬機關及びその官職 — 登聞檢院と登聞鼓院 —

第三節 要 約

並にそれらの變遷の研究は、複雑な金朝政治史の推移の状態を明かにする大きな鍵の一となる。金朝御史臺研究の必要の第二である。

余は紋上の二つの觀點から金朝御史臺の研究に従つた。けれども力足りず、志すところを充分えぐり出しえなかつたこと、紙幅の關係上、更に興味ある項目も別稿に譲らねばならなかつたのは遺憾である。

御史臺の名が始めて金史の上に現はれるのは太宗の天會四年 (A. D. 1126) 官制に於てであるけれども、それが中央監察機關として本來の機能を營みだすのは、天會十二年 (A. D. 1134) に發せられた諸制度改革の詔に基いて、新たに制定された熙宗天眷元年 (A. D. 1138) 官制頒行以後のことである。さうして天眷元年官制發布以後の御史臺の組織及び權限の大略は金史^{卷五}百官志一に左の如く見えてゐる。

御史臺、登聞檢院見士民須知總格、御史大夫從二品舊止三品
登聞檢院見士民須知總格、彈劾官邪、勤鞠官府公事、凡内外刑獄

金の御史臺の組織 三上

所屬理斷不當、有陳訴者、付臺治之、御史中丞從三品、

貳大夫、侍御史二員、從五品、以上官品皆大定十二年遞

陞、掌奏事判臺事、治書侍御史二員、從六品、掌同侍御

史、殿中侍御史二員正七品、每遇朝對立於龍墀之下、專

劾朝者儀短、凡百僚假告事具奏目進呈、監察御史十二員

正七品、掌糾察内外非違、刷磨諸司察帳、并監察禮及出

使之事參注諸色人、大定二年八月、承安四年十月、承安五年開司各添十二員、典事二員從七品、架閣

庫管勾一員從八品、檢法四員從八品、獄丞一員從九品

これによると御史臺には御史大夫・御史中丞・侍御史・治書侍御史・殿中侍御史・監察御史・典事・架閣庫管勾・檢法・獄丞などの官職があつて、朝儀の糾察、官邪の彈劾、官府公事の勤鞠等に當り、別に登聞檢院を管したといふ。即ち政府の諸機關並に内外の官吏の人事監察と行政監察とを兼ね行ひ、併せて上告の受理・高等覆審のことに當り、以て官紀の肅正を圖つたのである。

然しながら、右の百官志の記載は、概していへば章宗の明昌元年官制を基とし、これに前後の變化を無批判に按梅し、

以て金朝の御史臺官制を簡単に總括したものであるから、⁽²⁾これのみによつて、御史臺の組織及び權限を知ることがは難かしい。故に右の記載を分析検討し、これに相當の批判を加へ、組織・權限及び各時代の變遷を知り、以て御史臺の沿革が物語る歴史的意義を明かにする必要がある。けれどもこれらの凡てを闡明するためには相當の紙幅を要するから、本稿に於いてはこれらの諸問題の内、組織及びその變遷のみをとりあげ、他の三項目については別稿「御史臺の研究」に譲ることとする。⁽³⁾

第二章 御史臺制度の成立

第一節 太宗時代の御史臺

御史臺に關係のある最も古い史料は太宗の天會五年三月七日の日附のある「冊大楚皇帝文」⁽⁴⁾である。これには使者の官職氏名の一々が詳細に記るされてゐるが、その内の一に左の如きものがある。

奉寶、樞密院戸房主事、銀青榮祿大夫、檢校工部尙書、

行大常少卿兼侍御史輕車都尉、隴西縣開國子食邑五百戶
李忠翊

右の奉寶李忠翊の帶びた官名の内、眞の職事の官職は樞密院戸房主事のみであつて、他は加官或は假官であつたと思はれる。けれども天會四年には遼・宋の遺民のための特別官制が頒行され、唐制に倣つて三省を始め臺・府・寺・監らの官制が制定されたのであるから、⁽⁴⁾彼の官名の中に含まれた侍御史もこれに基く授官であることは間違ひない。して見ると天會四年官制には御史台官制が含まれ、その官職の一として侍御史も置かれてゐた譯である。但し天會四年官制は内外の政治的情勢にもとづき、國家の體裁を整へ、遼・宋の遺臣・遺民の感情を和げるための形式的な要素が多かつたから、——これについては別稿「三省制度の研究」⁽⁵⁾第二部第一章において詳しく述べた——當時の御史臺も名ばかりの存在であつたと考へて誤りなからう。

第二節 天眷元年官制と御史臺

御史臺が中央監察機關として本來の機能を營み始めたのは

天眷元年官制頒行後のことである。天眷元年官制と御史臺との關係については洪皓の「跋金國文具錄劄子」(論衡卷)に記された金の天眷元年官制中の一節に、

御史大夫、翰林承旨皆闕不除……中丞唯掌訟牒、若斷獄會法、或春水秋山從駕在外衛兵物故則掌其骸骼、至國則歸其家、諫官並以他官兼之、與臺官皆備員不彈擊、鮮有論事者

とあり、松漠紀聞補遺の記載も殆どこれに同じい。⁽⁶⁾また熊克の中興小紀^{八卷一}及び大金國志^{九卷}熙宗紀天會十三年の條にも天眷元年官制に當るものが記るされてゐるが、それは少しく整理が加へてあつて、次の通りである。

御史臺、置大夫・中丞・侍御史以下、而大夫不除、中丞惟掌訟牒及斷獄會法、諫院置左右、諫議大夫・補闕・拾遺、並以他官兼之、與臺官皆充員而已、

御史台には御史大夫・御史中丞・侍御史らの官職のあつたのが解る。

このやうにして天眷元年、御史臺は中央監察機關と定めら

れたが、設置當初から名實伴ふ監察機關として充分の機能を發揮した譯ではなかつた。上掲の史料に「御史大夫不除」とあり、また臺の職員の實情を傳へて「〔諫官〕與臺官皆備員」と述べ、或は御史中丞の職掌を説いて「惟掌訟牒及斷獄會法」と見えるが如き、これを證してゐる。天眷初年の御史臺は訟牒・斷獄を掌る、寧ろ大理寺に近い任務を有する機關であつたのである。當時は建國以來の老将・大臣の殘存するものが多く、彼等は中央・地方の要職を占めた。さうして舊功を頼んで大きな勢力を擁してゐたから、御史臺の如き、彼らを制せんとして制しえなかつたといふのが、その頃の實情であつたのであらう。——宗室・重臣たちは新設の三省に據つた。當時の三省の實權については別稿「三省制度の研究」第一部において考察を加へた——洪皓の金を去つたのは皇統二年であつたから、この状態はその頃まで變らなかつた譯である。

熙宗は皇統年間に入ると種々の手段を通じて帝權の強化に力めた。このやうな立場よりするとき、國家の諸機關が過大な權限をもち、或は專恣な振舞ひをすることは許し難い。帝

はその手足となり、彼等の行動を監視する監察機關を整備しその充實に力めねばならぬ。かくて御史臺は次第に整備せられ、本來の機能を營むに至つたものと思はれる。金史四卷熙宗本紀皇統七年十一月癸酉の條に「以工部侍郎僕散太魯爲御史大夫」とある。御史大夫の補任を傳へた記事はこれに始まるが、御史臺が本來の面目を發揮し始めたのは、この前後からではなからうか。これより後、熙宗は盛に大臣・近臣を誅殺してゐるが、その裏面に臺官の暗躍も考へられるからである。

なほ、この時代の臺に關する史料としては金史九卷七施宜生傳に「齊國廢天會十五年十一月擢爲太常博士、遷殿中侍御史轉尙書吏部員外郎；天德二年用參知政事張浩薦宜生可備顧問、海陵召爲翰林直學士」とあり、同史二〇卷一烏林荅暉傳に「天眷初充護衛；從宗弼北征皇統初久之除殿中侍御史」と見え、殿中侍御史の補任の事實なども解る。

熙宗を弑して立つた海陵は内外諸種の理由から、一意帝權の擴充・強化に力めた。元帥府を廢して兵權を掌中に收め、行臺尙書省を罷めて全國の名實件ふ統一を行ひ、夥しい宗室

を虐殺して將來の禍根を絶つ等、篡立以來の彼の施策は一としてこの線に沿はないものはない。(?)内外の官廳と官吏とに對しあらゆる面から警戒と監視を怠らなかつたのはもとよりである。かくて御史臺は本來の職權の峻烈なる行使を要求されたのみでなく、更に機構を擴大すべき必要に迫られたものと思はれる。

さてこの時代の御史臺の諸官の活動を傳へたものとして、金史四卷八高楨傳の左の記事がある。

〔高〕楨久在臺、彈劾無所避、每進對必以區別流品、進善退惡爲言、當路者忌之、薦張忠輔・馬諷爲中丞、二人皆險詖深刻、欲令以事中楨、正隆例封冀國公、楨因固辭曰、臣爲衆小所嫉、恐不能免、尙可受封爵耶、海陵知其忠直、慰而遣之

金史海陵本紀によると高楨は貞元元年正月、御史大夫に任ぜられてゐるが、その性は剛直、權貴と雖も彈劾して憚かる所がなかつたので、當路者は忌み畏れ、馬諷・張忠輔の二名を御史中丞に推し、楨を牽制せしめたといふ。この事は同史九卷九

馬諷傳にも「馬諷：是時高禎爲御史大夫、素貴重繩治、無所避、權貴憚其威嚴、乃以諷及張忠輔爲中丞、欲有以中傷之者、諷・忠輔皆文吏巧法、不能與禎絲髮相假借、禎畏其害己、因訴于海陵、海陵以禎太祖舊臣、每慰安之」と見えてゐて、兩者を照合するとき状態は一層明かとならう。また金史五編海陵本紀天德三年正月甲午の條には

謂御史大夫趙資福曰、汝等多徇私情、未聞有所彈劾、朕甚不取、自今百官有不法者、必當舉劾無憚權貴

とあり、海陵が御史大夫趙資福の職務怠慢を責めた記事が見える。これは御史大夫の職權行使の實際を傳へた最も早い史料であるが、これによると彼の即位後、程經ない天德三年の初め、御史臺は活潑な活動を要求されてゐたのである。

海陵時代に於ける御史臺の地位の高揚は組織の充實を通じても推すことが出来る。この時代、臺には御史大夫が常置され、その下に二名の御史中丞が置かれた。ことは前掲の高禎傳及び馬諷傳の記事に徴して明かである。更に侍御史・監察御史等も補任されてゐたのであつて、海陵本紀天德四年八月

甲戌の條に

以侍御史保魯、鞠事不實、杖之、

と見え、或は同天德三年閏四月戊戌の條に

詔朝官稱疾不治事者、尙書省令監察御史與太醫同診視、無實者坐之、

とあるのはこれを物語つてゐる。兩者とも單に官職の存在を示すのみでなく、職掌の實際をも傳へた點で史料の價値は大きい。以上の諸史料を通じて當代の御史臺の組織が百官志所載の官制と次第に類似して行くのが解る。御史臺の機構はかくして次第に整備されて行つたのである。

要するに御史臺の成立は熙宗の天眷元年官制の制定と時を同じうしたと見るべきであるが、組織・權限双方の名實共に充實したのは海陵時代にあつたとなすべきであらう。

第三章 組織

第一節 御史臺の官職

一 百官志に見える御史臺の官職

金史卷五 百官志御史臺の條にはその官職をあげて左の如く見える。

- 一 御史大夫・從二品 舊止三品、大定十二年陞
- 二 御史中丞 從三品
- 三 侍御史 二員 從五品、以上(御史中丞及び侍御史の兩者を含めて) 官品皆大定十二年遞陞

- 四 治書侍御史 二員 從六品
- 五 殿中侍御史 二員 正七品
- 六 監察御史 十二員 正七品 參注諸色人、大定二年八員、承安四年十員、承安五年兩司各添十二員
- 七 典事 二員 從七品
- 八 架閣庫管勾 一員 從八品
- 九 檢法 四員 從八品
- 一〇 獄丞 一員 從九品

さうして別に屬した登聞檢院については

登聞檢院隸焉 見士民須知總務、泰和令登不隸

とある。

然しながら、前に述べた通り百官志の記載は章宗明昌元年

官制を基礎とし、これに前後の變化の狀態を編者が任意に書き加へたものであつて、特定の一時期の組織の狀態を表示したものでなければ、變遷の次第を秩序正しく傳へたものでもない。加ふるに御史中丞の場合の如く定員も記さず、それ自體としても不備がある。故に組織の在り方・變遷の狀況を知るためには、一々の官職に就て檢討を加へ、然る後これを整理し、排列する必要があらう。

二 御史大夫と御史中丞

第一の長官である御史大夫については、前述の如く天眷元年官制にも見え、問題はない。たゞ事實上の補任は遅く、熙宗の皇統年間以後のことに屬する。これについては前章に述べた。定員はもとより一名、このことは別稿に掲げる御史大夫表(9)より見ても明かであらう。これらの事は金末に至るまで變らなかつたが、その間世宗の大定十二年に品秩の改正が行はれ、従來の三品は從二品に陞められた。注意すべきことに屬する。

第二の御史中丞については、少しく考ふべきことがある。前章に觸れた如く、この官職もまた天眷元年官制に見え、その當時から存してゐたことは明かであるが、百官志の記載には定員が記るされて居らぬ。とすればこれは如何に決すべきであらうか。

御史中丞の補任を傳へた最も早い史料は海陵時代のそれであつて、金史^{卷八}三^{納合椿年傳}に天德貞元年間のこととして、

海陵篡立、以爲諫議大夫…改祕書監修起居注、授世襲猛安爲翰林學士兼御史中丞、正隆初起上京諸猛安於中都。

山東等路安置

といひ、或は同史^{卷八}四^{高楨傳}に貞元より正隆の初めにかけてのこととして、

〔高楨〕遷太子太保行御史大夫^{○貞元元年一月}…楨久在臺、彈劾無所避、每進對必以區別流品進善退惡爲言、當路者忌之、
薦張忠輔・馬諷爲中丞、二人皆險詖深刻、欲令以事中楨と見える。高楨傳と同様の記事は同史^{卷九}○^{馬諷傳}にも載せてある。この内納合椿年傳は年代の古さを傳へるのみであるが

後者によると、この頃御史臺には張忠輔及び馬諷の二名の中丞のおかれてゐたことが解る。即ち海陵の正隆年間における中丞の定員は二名であつたのである。定員はこの後も恐らく變らなかつたと思はれる。

正隆元年以降の定員はかうして明かとなつたが、それ以前に行はれた天眷元年官制のそれは解らない。唐六典^{卷一}三^{御史臺}の條によると、唐代の中丞の定員は二名であるから、若し天眷元年官制が唐制の忠實な模倣とすれば、金代を通じて定員は二名であつた譯である。然し何れにしても御史臺本來の機能の無視されてゐた熙宗時代においては、同時に二名の中丞の補任は行はれなかつた模様である。

なほ中丞の品秩も大夫と同じく世宗の大定十二年に陞められて従三品となつた。このことは次の侍御史の條の註に「以上官品皆大定十二年遞陞」とあるので判る。然らばそれ以前の品秩は如何。惟ふに長官たる大夫の舊の品秩が三品であり、これは唐制に基いたと考へられるから、中丞の舊秩もまた唐制の如く⁽¹⁰⁾正四品と見て誤りなからう。

三 侍御史と治書侍御史

第三の侍御史も同じく天眷元年官制に見えてゐる。然し當時これが有名無實の官職に過ぎなかつたことは「並以他官兼之、與臺官皆充員而已」とあるのによつて明かである。「奏事を掌り、臺事を判ずる」本來の侍御史が實際に補任されたのは熙宗の皇統末年以後のこととすべきである。定員は百官志の記載の如く二名として宜からう。

侍御史も世宗大定十二年に官品の遞陞を見、從五品官となつた。百官志の侍御史の條の注に見える通りである。それ以前品の秩は唐制の如く六品と考へられる。

第四の治書侍御史については少しく考察を要する。職掌は侍御史に同じといふこの官職は漢制であつて唐制にはない⁽¹²⁾。そのためであらうか、洪皓の諸書、熊克の中興小紀、其他大金國志など、天眷元年官制の御史臺のことを傳へた記事には治書侍御史の目は見えぬ。そのみでない。三朝北盟會編^{卷二 四五}

所收の范成大の攬轡錄は世宗大定二年の官制を傳へた重要な史料であるが、御史臺については

御史臺有大夫・中丞・侍御史・殿中侍御史及登聞檢院知院^院諫焉、

といひ、こゝにも治書侍御史は見えぬ。大定二年以前に於いて、具體的な補任を傳へた史料が見えないのはもとよりである。かくの如く諸種の史料に一致して治書侍御史の記載がなく、また漢制にして唐制に非ずとすれば、世宗大定二年以前この官職がなかつたと判する外はない。かくて余は世宗大定以前、治書侍御史はなかつたものと斷じたい。

そこで考へなければならぬのは設置の年代である。さて治書侍御史に關する最も年代の早い史料は金史^{卷一}孟鑄傳の左の記事、即ち

明昌元年詔除：振壽^{○潘察} 治書侍御史

と同史^{卷九}董師中傳の左の記載とである。

〔明昌〕四年上將幸景明宮、師中及侍御史賈鉉・治書侍御史粘割^{○潘察}遼古諫以謂：

これによつて解るやうに、章宗の明昌年間に入ると、俄に治書侍御史の補任のことが見え、その後は彼等の活躍を傳へた記事が比較的多い。して見ると、この官職の設置は世宗大定二年以後、章宗明昌元年以前といふことになる。ところでこの期間における新官職設置の時期としては二つの場合が考へられる。一は御史大夫より侍御史に至る臺官の品階の高められた世宗の大定十二年、他は監察機關の整備擴充された章宗の大定二十九年である。

一體治書侍御史の新設には實質的な必要の他に、形式的な要素が含まれてゐるやうに思はれる。即ち新官職の職掌は侍御史と同じとあるから、組織の點より考へると特に新官職を設置する要はなく、侍御史の定員の増加でこと足りた筈である。然るに特に漢制によつて治書侍御史を新設したとすれば、そこには相當の理由がある筈である。

金史百官志によると大定十二年の官制改革に當り、御史大夫より侍御史に至る三官は各品秩を高め、從二品・從三品・從五品となつてゐる。然るに殿中侍御史・監察御史は据えお

かれ正七品のまゝである。然らば侍御史(從五品)と殿中侍御史(正七品)との間には三階の開きが生じ、序列の上から不自然の觀を免れぬ。その間の間隙を埋めるため、從六品官の設置が必要であらう。かくてこゝに中央監察機關の充實と外形の整頓とを併せ目指して治書侍御史が新設されたのであらう。——このやうに推測を重ねて行けばこれは大定十二年の新設とした方が妥當とも思はれる。けれども一方章宗の大定二十九年とする考へも度外視する譯には行かない。後に述べるやうに章宗の治世の初めは監察制度の大規模の擴充の行はれた年である。即ち中央に於いては監察御史の定員が増加され、地方の諸路には強力な地方監察機關である提刑司が新設された。侍御史の奏上事務は繁忙とならざるを得ない。かうして侍御史と共に、この事を掌る治書侍御史が設けられたのではないかと思はれるが、然りとすれば大定二十九年とする考へも捨てる譯には行かぬ。

敍上の如く、兩者ともにそれぞれ設置の理由と見るべきものを數へ上げることが出来るが、大定の前期、特に奏上事務

を擔當する治書侍御史を新設する程の緊要な必要の認め難い點、並びに官吏の増員を避けた世宗の性格などより見て、この官職の設置は後者、即ち章宗の大定二十九年となすべきであらう。制度の整備に熟意を示した章宗の性格をも併せ考へると、この推測はなほ更確實性を増してくる。要するに新帝

は監察制度の充實と、品階上の間隙を埋める二つの目的を以て治書侍御史を新設したもと思はれる。定員は二名、從六品官である。

四 殿中侍御史と監察御史

第五の殿中侍御史は上掲の范成大の攬轡錄に載録された大定二年の新官制に見える。更にそれ以前のものとしては金史^{三八} 納合椿年傳に、「熙宗皇統初」補尙書省令史、累官殿中侍御史、改監察御史、海陵爲相、薦爲右司員外郎、編定新制、海陵篡立、以爲諫議大夫」とあるのが早い。海陵が相となつたのは熙宗の皇統八年六月(平章政事)のことであるから、椿年の殿中侍御史補任はそれ以前、即ち皇統前

期のことと認められる。然らばこの官職は正隆元年官制にもとより、天眷元年官制にも存したのである。定員は二名、品階は正七品と記るされてゐる。

第六の監察御史は監察の實際に當る要職であつたから、時の政治的情勢に従つて組織の上にも相當の變化があつた。先づ設置の年代を尋ねると、上掲の納合椿年傳に「熙宗皇統中」累官殿中侍御史改監察御史、海陵爲相、薦爲右司員外郎」とあり、また貞元三年十二月の日附を有する「脩昭化院記」の一節に、

歲在癸酉^{元貞元年}〔字允魯德裕〕行縣廣威、公始下車、□民以惠、御史以嚴、未幾政理、因尙勸農事

と見える。⁽¹⁴⁾ 正隆元年官制はもとより、天眷元年官制から置かれてゐたことが解る。たゞ范成大の攬轡錄所載の大定二年官制に見えぬのは不可思議であるが、前後の状態より考へて轉寫の際書き落したものと推定される。

次に監察御史の定員について考へて見る。監察御史の定員

は金史百官志に定員十二名とあり、續く註記に「大定二年八員、承安四年十員、承安五年兩司各添十二員」とあるのによつて察せられるやうに變動が多い。故にこれに關して相當の考察を加へなければならぬ。

さて第一に解決を要するのは、本文に見える定員十二名が何時代に屬するかの問題であらう。先づ金史^{四卷}一宣宗本紀頁祐元年九月の條を見ると

甲午、減定監察御史爲十二員

とある。これによると本文の定員數は貞祐五年以降のそののやうにもとれるが、さう斷ずるのは早すぎる。別に考ふべき事柄があるからである。いま金史^{卷七}完顏守貞の傳を繕くと、次の記事のあるのに氣がつく。「守貞：〔明昌〕四年召拜平章政事：舊制監察御史凡八員、漢人四員皆進士、而女直四員則文資右職參注、守貞曰監察乃清要之職、流品自異、但宜一體純用進士：先是鄭王允蹈伏誅^{○貞祐四年十二月己亥}、上以其家產均給諸王元年降授河中防禦使」完顏守貞が平章政事となつたのは明昌

四年六月壬戌のことであり、尙書省が鄭王允蹈の家産分賜問題を議したのは同年十二月末であるから、⁽¹⁵⁾守貞が監察御史の問題について奏上したのは明昌四年の秋冬の交のことに違ひない。さうしてこれに「舊制監察御史凡八員」とあるのは、明昌四年以前の或る時まで監察御史は八員であり、現在はその數を異にしたことを示してゐる。こゝにいふ舊制の八員は百官志の註に「大定二年八員」とあるのに當り、大定二年制であることは明かである。

推してこゝに至り、再び百官志の註を顧ると、これには「大定二年八員、承安四年十員」とあり、あたかも大定二年(A. D. 1192)と承安四年(A. D. 1199)の兩制が直接に連絡してゐるやうに記るされてゐる。これは明昌四年(A. D. 1193)以前に大定二年制と異なる一制の存したことを主張する守貞傳の記事と矛盾する。このやうな矛盾は如何にして解決すべきであらうか。解答は簡單であつて、大定二年と承安四年の兩制の間に一制の存在したことを——明昌四年の或る時期に改訂された——認めれば事足りよう。然らば實際に存在し、し

かも註文に見えぬ一制とは何か。余は本文に見える「監察御史十二員」こそ、これに當つべきものと考へる。これを外にして、他の如何なる制度をも當てはめ難いからである。別に論じたやうに、百官志の本文が全體として明昌元年官制に基

いてゐる事實、この前後における監察機構の大規模な擴充の事實を併せ考へるとき、このことは一層確實とならう。初めに取り上げた貞祐元年制と本文との一致の如きは、偶然の符合となすべきである。なほ百官志の本文に「登聞檢院隸焉」とあるのも注意する必要がある。檢院は泰和年間に入り、初めて院より分離するのであるが、本文に檢院の屬することの記るされてゐるのは、これが泰和以前の官制であることを證してをり、これもまた「監察御史十二員」とある本文の記載が宣宗貞祐元年制となしえない一證となる。

かくして世宗の大定二年以降、章宗の明昌四年以前のある時期定員は増して十二名となつた事實が推定された。次いで推考しなければならぬのは改正の年次である。先に屢々述べたやうに章宗の大定二十九年は監察機構の擴大強化された

年であつて、地方の諸路に提刑司が設けられた。確證はないけれども、監察御史の制度が改正され、定員の増して十二名となつたのは、恐らくその際のことではないかと思はれる。余は姑くかく決したい。

問題の第二は註の承安五年の條に「兩司各添十二員」とあるのを如何に解くべきかにある。こゝで兩司とあるのは女直司と漢人司のことである。故に右の文をそのまま解釋すると兩司各十二員、即ち二十四員となる。たゞ前年（承安四年）に定められた定員の十名に比すると、この數は多過ぎるの觀を抱かせる。或は「兩司各添一、十二員」の誤りではないかとも思はれるのである。さすれば定員は十二員となり、増員の割合は一應自然に見える。故にこゝでも兩者の是非を檢討する必要が生ずる。

いま金史^{四卷}一宣宗本紀貞祐元年の條を見ると左の記事がある。

九月甲午、減定監察御史爲十二員

貞祐元年九月、定員を減じて十二名に定めたといふのであ

る。さうして承安五年以降、貞祐元年に至る間に他に定員の變化を傳へた記事はない。して見ると宣宗本紀の記事は承安五年の定員二十四名を十二名に減じたと解釋する他はなからう。また承安五年の定員を十二名とすることは貞祐元年九月制と抵觸する點からも認め難い。更に章宗本紀泰和元年十月戊子の條に見える御史臺の上奏中に、「今監察御史添設員多、宜分路巡行」とあるのも併せ考ふべきである。かくしてこゝに承安五年の定員を二十四名と決する。

以上に述べた所によつて、本文と註との關係をほゞ明かにすることができた。これに基いた定員變化の状態を整理すると次の如くである。

天眷元年官制の發布以後、世宗の大定二年に至るまでの定員數は解らない。知りうるのはそれ以後であつて、先づ大定二年に八員と定められた。この數は二十數年續いたが、章宗の大定二十九年、十二名に増員された。章宗の承安四年、やや數を減じて十名となつたが翌五年に至ると大規模の増員が行はれ、一舉にして二十四名を數へた。その後、衛紹王を經

て宣宗の貞祐元年には十二名に減じ、更に同じ帝の興定四年には八員となつた。金史^{卷六}一宣宗本紀興定四年六月の條に「丁卯、詔減監察御史四員」とあるのは、これを示してゐる。なほ上述の如く、大定二年以前の定員であるが、若しも天眷元年官制が忠實に唐制によつたものとすれば十名であり、宋制に基いたとすれば六名であらう。⁽¹⁷⁾ 記して參考に供する。

五 典事、架閣庫管勾、檢法、獄丞

第七の典事（從七品）二員、第九の檢法（從八品）四員、第十の獄丞（從九品）一員などについては考へるべき資料を持たぬ。たゞ第八の架閣庫管勾（從八品）一員は、架閣庫の設置が大定二十一年六月と考へられる點から推して、その時の新設に拘ることは明かである。架閣庫については別稿「尙書省の研究」第二章第三節に述べた。⁽¹⁸⁾ 御史臺にはその他、令史・譯史・通事等の吏が置かれた。定員はそれぞれ百官志の記事の註に見える通りである。

第二節 附屬機關及びその官職

——登聞檢院と登聞鼓院——

御史臺には附屬機關として登聞檢院があつた。これについては百官志御史臺の條の冒頭に「登聞檢院隸焉」と明瞭に記されてゐる。しかしこの文の註には「見士民須知總格・泰和令、皆不載」といつて一應この記事を疑ひ、別に百官志の他の條(金史卷五十六)には登聞檢院を登聞鼓院と共に獨立官廳として擧げてある。さうしてその官制は左の如く見える。

登聞檢院、知登聞檢院從五品、同知登聞檢院正六品、掌

奏御進告尙書省御史臺理斷不當事、知法從八品女直漢人各一員

然しながら前述の范成大の攬轡錄に見える大定二年官制に

は

曰御史臺、有大夫・中丞・侍御史・殿中侍御史及登聞檢

院・知院隸焉

とあり、百官志の記載と一致する。大定二年當時、檢院が御史臺に屬したことは疑を容れぬ。惟ふに本院は正隆元年官制

或は大定二年官制の通用時代、御史臺に屬してゐたのであらう。その後臺より獨立し、百官志に記された如き職掌を賦與せられたものと思はれる。分離の年代は百官志の註に泰和令に見えないことを傳へてゐるから、泰和八年、或はそれ以前のことと屬し、また百官志御史臺の條の本文が明昌元年官制に基いてゐるとすれば、それ以後のことではなければならぬ。即ち明昌元年以降、泰和八年以前となるが、その年次は登聞鼓院の問題を取扱ふ場合、更に詳しく考へることにする。

登聞檢院は天眷元年、御史臺官制の公布と共に置かれたものではない。海陵本紀正隆二年八月癸卯の條に、

始置登聞院

と見えるやうに、海陵の正隆二年八月に遅れて設置されたものである。さうして直に活動を始めたことは同じく海陵本紀の翌正隆三年十月戊戌の條に「詔尙書省、凡事理不當者、許詣登聞檢院投狀院類奏、覽訖付御史臺理問、」とあるので解る。ところが、こゝで問題となるのは本紀正隆二年八月癸卯の條の「始置登聞院」といふ漠然とした記載である。登聞院

といへば登聞檢院と共に登聞鼓院にも通ずる。問題はこれが檢院のみを指すのか、檢院・鼓院の兩者を併せ指すのかである。そこで自然に登聞鼓院の状態を尋ねて見なければならぬ必要が生じてくる。

登聞鼓院に關する最も早い史料は金史卷九章宗本紀大定二十九年二月己丑の條に見える左の記事である。

勅登聞鼓院、所以達冤枉、舊嘗鎖戶、其令開之、

これは従來、戸を鎖してゐた登聞鼓院に再開を命じた勅である。われわれはこれによつて登聞鼓院が章宗の大定二十九年以前から設置されてゐたこと、及びそれ以前の鼓院が名のみのものであつて、實際には活動してゐなかつたこと、即ち實務機關としての機能を營んでゐなかつたことを知ることが出来る。事實、長官に相當する官職さへ存在しなかつたことは、同じく章宗本紀明昌元年五月庚午の條に初めて、

置知登聞鼓院事一人、

とあるので解るのである。鼓院が大定二十九年以前から形式的には存在してゐたこと、さうしてそれが名のみのもので、

實際は何等の働きもしてゐなかつたことは動かせない事實であらう。然らば鼓院の初設の年次は——たとひ、形式的であらうとも——これを何帝の何年となすべきであらうか。

こゝに於いて顧なければならぬのは、先に掲げた海陵本紀正隆二年八月癸卯の條の「始置登聞院」といふ漠然たる記載であり、これを措いて鼓院設置の年次は他に求め難い。惟ふに本紀に「始置登聞院」とある正隆二年八月、鼓院は檢院と共に一應の設置を見たのであらう。けれども檢院が實務機關として直に本來の機能を發揮したのに對し、鼓院は全く名のみ存在に過ぎなかつたため、共に御史臺に屬しながら百官志の御史臺の條の記載にもれ、或は范成大の攬轡錄にもあげられなかつたものと思はれる。新設された登聞鼓院には長官の官職はおかれなかつた。このことは前にも述べた通りである。またその後の状態から推測すると、その他の官職もたとひ設けられてゐたにしても、實際には補任されなかつたものと認められる。

かうして海陵の正隆二年八月、登聞檢院とともに登聞鼓院

も設けられた。但し鼓院は兩院併設といふ形式を重んずる立場から設けられたもので、名あつて實なく、長官たる知登聞鼓院事の官職さへ置かれなかつた。鼓院の官制が整備され、實務機關として本來の機能を營み始めたのは、知登聞鼓院事の設けられた章宗の明昌元年五月以後のことである。

御史臺に隸屬した海陵及び世宗時代の登聞檢院及び鼓院の状態は一應明かになつた。よつてこれに應じて決めて置かなければならないのは兩者が御史臺より分離した年代である。これについては先になした明昌元年以降、泰和八年以前といふ推定の外、特に年次を明かにすべき決定的な史料はない。けれども従來の制度を改めて獨立機關としたといふことは、當然組織・權限の何れかに前と違つた性質が與へられての上のことであらうから、この點を追求して見ると或は解決のいとぐちを見出しうるかも知れぬ。

登聞檢・鼓の兩院については別稿「登聞檢院及び鼓院について」において詳しく論ずるが、組織・權限ともに、極だつて變化をとげたのは章宗の明昌初年である。即ち組織におい

ては登聞鼓院が初めて實務機關として登場し、明昌元年五月には長官の官職も新設された。また權限或は掌務の點から考へると、明昌初年以降、兩院とも目立つて「陳言文字」の取扱ひと深い關係をもつてくる。即ち檢院及び鼓院の規定された掌務は、百官志に記るされてゐる「奏御進告尙書省御史臺理斷不當事」(檢院)及び「奏御御史臺登聞檢院理斷不當事」(鼓院)であるが、この頃以後はこれよりも寧ろ「陳言文字」の取扱ひを本務としたとも見える程である。このやうに兩院を通じて變化が著しかつたとすれば、この時期こそ、これらの機關が御史臺より分離すべき絶好の條件を備へた時期となればならぬ。しかもこの推測を決定づけるものに金史九卷章宗本紀明昌元年十月戊戌條の記事がある。曰く、

以有司言、登聞鼓院・同記注院、勿有所隸、

これは登聞鼓院に對し、獨立機關たらしめることを命じた記録である。但しこの文面だけでは、これが章宗の詔勅か、或は尙書省の上奏か明かでなく、従つてこの時に御史臺より分離獨立したとするのは早計のそしりを免れないけれども、何

れにしても獨立の機運が甚だ迫つてゐたことだけは明白な事實である。しかも獨立の要請は登聞鼓院に對してのみなされ同一の性格を有し、これと離るべからざる密接な關係にあつた登聞鼓院に對しては、なされなかつたといふ筈はない。兩者は必ず、共に時を同じうして分離したとなすべきである。かうして、われわれは漸く結論に到達することが出來た。登聞鼓院及び鼓院の兩者は組織が整備し、擴大し、權限も著しく増大した章宗の明昌初年、更につきつめれば鼓院が獨立機關たることを求められた明昌元年十月以後の或る時期——

恐らく明昌元年末・二年初の交——に御史臺より分離し、獨立の機關となつたのであらう。余は姑くこのやうに考へた

第三節 要 約

組織に關する考察は上を以て終る。變遷の状態を要約すると左の通りである。天眷元年官制によると、御史臺は御史大夫（一名）、御史中丞（二名）、侍御史（二名）、殿中侍御史

（二名）、監察御史（若干名）、典事・檢法・獄丞等によつて組織され、別に登聞鼓院・登聞鼓院が屬した。この状態は世宗大定年間に至つて少しく變り、監察御史の定員は八員と定められた。御史大夫・御史中丞・侍御史の品階の遞陞を見たのも同十二年のことであり、また同じく二十一年には架閣庫の附設に伴つて管勾一員が置かれた。

章宗の時代に入ると、御史臺の組織は大きく、また屢々變つた。先づ章宗の大定二十九年には地方監察機關たる路の提刑司の創設に應じ、中央に於ても治書侍御史二員が新設され監察御史の定員は八名から十二名に増した。このやうに機構の擴充を見た一方、明昌二年の初め頃、附屬の機關であつた登聞鼓院及び鼓院が御史臺より分離し、獨立機關となつたのである。その後監察御史の定員は屢々變り、承安四年には十名に減すると見るや、翌五年には二十四名に急増した。その定員は宣宗時代に入ると、また改定された、即ち宣宗の貞祐元年には二十四名の定員は半數の十二名に減ぜられ、更に興定四年には八名となつた。哀宗時代は明かでないが、宣宗時

代の繼續と見て差支へなからう。

このやうな變遷に應じて權限もまた變化し、それと共に興味ある歴史的事實を探り出すことができるのであるが、これらについては稿を改めて述べる。

- (1) 金史^{卷三}天會十二年正月甲子の條に「初改定制度、詔中外」と見える。
- (2) 別稿「金朝中央官制の研究」序篇中の一章をなす「金史百官志について」。
- (3) これらの三項目については「金朝中央官制の研究」、第四篇「御史臺の研究」、第四章以下を見られたい。
- (4) 別稿「金朝中央官制の研究」第二篇「三省制度の研究」第二部第一章第三節―第八節参照。
- (5) 註4参照。
- (6) 「古今逸史」によつた國學文庫本「松漠紀聞補遺」の文と文具錄の記事とを較べると、僅かに相違が認められるが、大筋には變りがない。
- (7) 「三省制度の研究」第二部第三章第六節及び「尙書省の研究」

第一章第二節に詳しく述べた。

- (8) 註と参照。
- (9) 別稿「御史臺の研究」に附載。
- (10) 大唐六典^{卷一}御史臺條。
- (11) 大唐六典^{卷一}御史臺條。
- (12) 櫻井芳朗氏「御史制度の形成」(東洋學報三三ノ二)によると漢の治書侍御史は六百石で、法律に精通したものが選ばれたといふ。
- (13) 例へば金史^{卷九}賈益傳には、「賈益…大定十九年進士…^{〇五}遷治書侍御史、轉侍御史」と見え、同史^{卷一〇}蕭貢傳には章宗時代のこととして「蕭貢…除翰林修撰…改治書侍御史」とあり、その他にも少くない。
- (14) 陸羅滄纂、金石續編^{卷二}。
- (15) 金史^{卷九}章宗本紀。
- (16) 大唐六典。
- (17) 宋史^{卷一}職官志御史臺條。續文獻通考^{卷四}職官考、御史臺^{卷五}條。
- (18) 別稿「金朝中央官制の研究」第三篇所收。